



沖縄県後期高齢者医療広域連合公告第 2 号

平成25年度沖縄県後期高齢者重複・頻回受診者等への訪問指導事業に係る一般競争入札に参加する者の必要な資格、その他について、別紙のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項に基づき公告する。

平成25年4月10日

沖縄県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 島袋俊夫



## 1 契約担当部局

〒904-1192 沖縄県うるま市石川石崎一丁目1番 うるま市役所石川庁舎3階  
事業課保健事業グループ  
電話 098-963-8013  
FAX 098-964-7785

## 2 一般競争入札に付する事業の内容

- (1) 事業名 平成25年度沖縄県後期高齢者重複・頻回受診者等への訪問指導事業
- (2) 委託者 沖縄県後期高齢者医療広域連合
- (3) 予定人数 別紙「平成25年度沖縄県後期高齢者重複・頻回受診者等への訪問指導事業仕様書」のとおり
- (4) 契約方法 訪問指導実施1回あたりを契約単価とする委託契約  
(ただし訪問は1人2回までとする)
- (5) 入札方法 単価契約に付する。また入札書に記載する金額は税抜金額とすること

## 3 入札参加資格

入札者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令167条の4の規定により競争入札への参加が排除されていない者であること
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続きの申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の6に規定する暴力団員ではない者
- (4) 過去2年以内に自治体における重複・頻回受診者等への訪問指導事業又はこれに類する業務を受託したことのある者
- (5) 個人情報保護方針が制定されており、プライバシーマークを取得していること

## 4 入札参加資格の確認申請

この一般競争入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することを証するため、様式第1号「沖縄県後期高齢者重複・頻回受診者等への訪問指導事業についての一般競争入札参加申請書」で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 平成25年4月24日(水)午後5時30分必着
- (2) 提出場所 1に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送すること(ファクシミリによる提出は認めない)

5 入札日時及び場所等

- (1) 入札執行の日時 平成 25 年 5 月 1 日 (水) 午後 2 時 00 分
- (2) 入札執行の場所 沖縄県うるま市石川石崎一丁目 1 番  
うるま市役所石川庁舎 3 階 第 1 会議室
- (3) 入札方法 入札書を持参し、提出すること (郵送又はファクシミリによる入札は認めない)
- (4) 開札 入札終了後、直ちに (2) の場所で行う

6 入札の無効

本告示に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

7 入札手続等

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (2) 契約書作成の要否  
要する
- (3) 落札者の決定方法  
地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条第 3 項の予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、ただちにくじ引きを行い、落札者を決定する。
- (4) 契約金額  
契約は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した額で行う。
- (5) 入札結果の公表  
入札参加者全ての商号及び入札価格は落札者決定後、当広域連合のホームページで公表する。
- (6) 支払い条件  
訪問指導結果報告書提出後の支払いとする

## 平成25年度沖縄県後期高齢者重複・頻回受診者等への訪問指導事業仕様書

### 1. 件名

平成25年度沖縄県後期高齢者重複・頻回受診者等への訪問指導事業

### 2. 目的

療養上の日常生活指導及び受診に関する指導並びに服薬指導等の適切な訪問指導を行うことにより、医療費の適正化を図ることを目的とする。

### 3. 業務委託期間

契約の日から平成26年3月31日までとする。

### 4. 業務の内容

沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）は、重複・頻回受診者リストから訪問指導候補者を抽出し、受託者（以下「乙」という。）に提供する。乙は、訪問指導対象者を決定し、1人の対象者につき2回の訪問指導を行う。訪問指導を行った後、訪問指導票及び訪問指導結果報告書を作成し、甲に提出するものとする。

### 5. 業務内容及び予定人数

#### (1) 業務内容

重複・頻回受診者等訪問指導候補者の抽出	甲
重複・頻回受診者等訪問指導対象者の決定	乙
趣旨説明通知及び電話による対象者の決定並びに日程調整	乙
訪問指導の実施(1人2回)	乙
訪問指導票の作成及び提出	乙
訪問指導結果報告書の作成(集計、分析、評価、分類)及び提出	乙

※スケジュールの詳細は、期間内に2回の訪問指導が効果的に行えるよう甲乙協議の上、決定する。

#### (2) 予定人数

訪問指導候補者の抽出人数 約1,800人

訪問対象者数 400人(延べ800回「400人×2回」)の訪問指導を行うこと。

### 6. 業務の詳細

#### (1) 訪問指導対象者の抽出、決定について

① 甲は、重複・頻回受診者リストから那覇市、本部町、与那原町に住所を有する者のうち、特に受診回数が多い訪問指導候補者1,800人を抽出し、乙に訪問指導候補者リストを提供する。

② 乙は、訪問指導候補者リストの受け取り後、診療報酬明細書(以下、「レセプト」という。)の閲覧などにより、対象者を絞り込む。

#### (2) 趣旨説明及び電話による日程調整等

① 乙は、対象者に対して、当該事業の趣旨説明のための通知文書を送付した後、電話にて訪問の同意を得た対象者に対して日程調整を行うものとする。

② 乙は、訪問指導対象者に送付する趣旨説明の通知文書の内容及び作成に当たっては、あらかじめ甲と協議するものとする。

③ 乙は、電話帳等により電話番号を検索した後に、訪問指導対象者へ電話連絡を行うこととする。

(3) 訪問指導について

① 乙は、受診状況把握のために必要なレセプトを閲覧する場合は、沖縄県後期高齢者医療広域連合事務局内で閲覧することとする。

② 乙は、対象者の状況を実地にて把握し、適切な受診がなされるための相談及び援助を行うものとする。具体的な指導に当たっては、適切な受診を妨げないよう十分に留意するものとする。

③ 乙は、対象者に係る個人情報、プライバシーの保護等十分に留意し、守秘義務の徹底を図ることとする。契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(4) 訪問回数について

訪問回数は、対象者1人に対して原則2回まで実施するものとする。ただし、各対象者の健康実態の変化等に応じて甲・乙協議の上、回数の増減調整を行うことができるものとする。

(5) 訪問指導票について

乙は、訪問指導の内容等（対象者の生活状況及び診療科目などを含む）を記録した訪問指導票の記録の整理、保管を行うものとする。

(6) 業務報告について

① 乙は、訪問指導が完了したときは、速やかに訪問指導票及び訪問指導結果報告書を甲に提出しなければならない。

② 提出の方法は、紙媒体及び電子媒体（MOディスク等）とする。

③ 業務報告に係る様式については任意とするが、その様式についてはあらかじめ甲へ提示し、協議するものとする。

④ 甲は、その他、業務遂行状況の確認に必要な書類の提出を乙に求めることができる。

7. 訪問指導の内容

(1) 療養上の日常生活指導

① 訪問指導対象者が病状についてどのように認識しているかを把握し、必要な助言等を行うこと。

② 疾病等に応じ、必要な日常生活（食事・栄養・運動面・危険予防等）の指導を行うこと。

(2) 身体状況等の観察等を行い、対象者の生活に適した看護技術や知識の提供を行うこと。

(3) 受診及び服薬等に関する支援・指導

① かかりつけ医の確認、上手な医者のかかり方等の助言を行うこと。

② 検査や薬剤等が重複することによる身体への影響等の説明を行うこと。

- (4) 家族からの質問や疑問に答えるとともに、家族への健康相談、助言を行うこと。
- (5) その他、必要に応じて上記以外の健康及び医療に関する指導、助言を行うこと。

#### 8. 業務の指導員の確保等

##### (1) 業務の指導員（以下、「指導員」という。）の確保等

- ① 乙は、受託業務に必要な指導員を確保し委託期間従事させること。指導員は、保健師、看護師等の専門資格を有したものであること。
- ② また、指導員は電話連絡から訪問まで同一の人物とし、県内在住者であること。

##### (2) 個人情報の取扱い・守秘義務等

- ① 訪問指導に係る個人情報の取扱いは慎重かつ丁寧に行い、紛失等のないよう細心の注意を払って行うこと。
- ② また、訪問指導を通じて知り得た個人情報等のいかなる情報も、第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後も同様であること。

##### (3) 指導員名簿の提出

- ① 委託業務に係る指導員の名簿を提出すること。
- ② 名簿には、氏名、住所及び資格の種類と履歴（資格取得日・登録番号）を記載すること。
- ③ 指導員に変更等があるときは遅延なく名簿の差し替えを行い、甲に報告すること。

##### (4) その他

- ① 指導員が訪問指導を行う場合は、必ず所定の名札をつけること。
- ② データ管理等については、十分なセキュリティ体制を整えていること。

#### 9. 費用の負担

- (1) 本業務にかかる全ての経費（通知文書の送付、訪問指導に必要な交通費、業務報告に係る書類作成経費等）は乙の負担とする。
- (2) 訪問指導の費用は2回までの支払いとする。

#### 10. その他

沖縄県後期高齢者医療広域連合において業務内容の詳細に係る会議（3回以上）を開催する。

(様式第1号)

平成25年度沖縄県後期高齢者重複・頻回受診者等への訪問指導事業について  
の一般競争入札参加申請書

平成25年 月 日

沖縄県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 島袋 俊夫 殿

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

- 添付書類
- 1 使用印鑑届 (様式第2号)
  - 2 会社経歴書 (様式第3号)
  - 3 委任状 (様式第4号) ※代理人を選出する場合のみ
  - 4 プライバシーマーク使用承諾書
  - 5 納税証明書 (市町村民税・県税・国税)  
※未納のない証明可 (提出日を基準に3箇月以内に発行されたもの)
  - 6 商業・法人登記簿謄本 (提出日を基準に3箇月以内に発行されたもの)
  - 7 印鑑証明書 (提出日を基準に3箇月以内に発行されたもの)  
※4~7の書類については、写しの提出でも可とする。

平成25年度沖縄県後期高齢者重複・頻回受診者等への訪問指導事業についての一般競争入札に参加したく、関係書類を添えて申請します。

なお、申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定及び下記のいずれかに該当したときは、入札参加資格の取消しをされても何ら異議の申し立てをしません。

記

1. 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
2. その他入札参加者としてふさわしくない行為のあった者

(様式第2号)

## 使用印鑑届

沖縄県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 島袋 俊夫 殿

実印	使用印

上記の印鑑は、平成25年度沖縄県後期高齢者重複・頻回受診者等への訪問指導事業について、次の行為に対し使用したいのでお届けします。

1. 一般競争入札参加資格審査申請その他各種届け出をすること
2. 見積又は入札すること
3. 契約を締結すること
4. 契約代金の請求及び受領すること
5. 契約に関する各種証明をすること

平成25年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

実印



(様式第3号)

## 会社経歴書

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

実印

設立年月日

資本金

総職員数 名

過去2年以内の自治体における訪問指導業務受託の実績

契約者	契約期間	業務名	契約金額(千円)

※主なもの10件(受託実績が10件以内の場合は、全件)を記載してください。

記入責任者

氏名

電話

E-mail アドレス

審査結果の返送先

住所〒

宛名

電話

【営業所一覧】

営業所名称	〒	所在地	電話番号	FAX番号

(様式第4号の1)

## 委任状

平成25年 月 日

沖縄県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 島袋 俊夫 殿

申請者 所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

実印

平成25年度沖縄県後期高齢者重複・頻回受診者等への訪問指導事業に関し次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

代理人 事業所所在地

商号又は名称

職・氏名 印

### 記

(委任事項)

1. 一般競争入札参加資格審査申請その他各種届け出について
2. 見積又は入札について
3. 契約の締結について
4. 契約代金の請求及び受領について
5. 契約に関する各種証明事項について

(様式第4号の2)

委任状

平成25年 月 日

沖縄県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 島袋 俊夫 殿

委任者 所在地

商号又は名称

代表者職・氏名 代表取締役 印

平成25年度沖縄県後期高齢者重複・頻回受診者等への訪問指導事業の入札に関し次の者を代理人と定め、権限を委任します。

受任者 職名

氏名 印